

# 令和6年度グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業委託費(GXリーグ事務局運営及びGXリーグ参画企業による自主的な排出量取引のための環境整備事業)に係る企画競争募集要領(案)

経済産業省  
産業技術環境局  
環境経済室

経済産業省では、令和6年度「グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業委託費(GXリーグ事務局運営及びGXリーグ参画企業による自主的な排出量取引のための環境整備事業)」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

本事業は、令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

## 1. 事業の目的(概要)

本事業は、本格稼働するグリーン・トランスフォーメーション(“GX”)リーグの事務局を適切に運営するとともに、参画企業が自社の削減目標及び取組を公開できるシステムの構築、経済社会システム全体の変革を目指して国内外の企業のみならず生活者を巻き込んでいくための広報、2026年度以降の排出量取引市場の本格稼働に向けた国際的な動向等の調査を行うものである。

## 2. 事業内容

受託事業者は、以下の全ての業務の実施に際して、各経済産業省や当該分野に深い知見を有する研究者、研究機関、金融機関等と連携する。

なお、事業実施にあたっては、経済産業省も含む行政機関、国際機関・イニシアチブ、民間の調査機関等が実施してきた調査事業等の成果を最大限活用するとともに、調査の詳細については経済産業省担当者と相談した上で進める。

### (1) GXリーグ事務局運営業務

2024年度のGXリーグ事務局運営に関して(2)～(4)に記載する各種取組を円滑に進められるように以下の業務を行う。

#### ① GXリーグの円滑な運営

多数の企業が参画するGXリーグの運営に向けて、運営に係る規程を必要に応じて更新するとともに各企業がGXリーグの取組として公開する情報の整備・ガイドラインの作成などを行う。またGXリーグで実施する各種取組において適切なガバナンス体制を構築し、それぞれの体制において必要な支援を行う。ガバナンスにおいて有識者からなる会議体を立ち上げる場合には、参加者の日程調整、速記等の手配、傍聴者の受付及び議事の作成、委員謝金、交通費の支払い等、開催に係る全ての事前準備・当日の進行運営等を行う。なお、具体的な体制構築にあたっては、経済産業省担当者に提案し同担当者と相談の上決定することとする。

## ② GX リーグ参画企業の管理業務

GX リーグへの参画企業の管理を行う。GX リーグ公式 Web サイト上に問合せ窓口をもち、企業からの問い合わせなど企業との窓口業務を行う。参画企業により提出された書類においては、参画要件との整合性を確認し、必要に応じて企業との連絡を行う。なお、参画企業は最大 1,000 社程度と想定している。また追加で参画企業を募集する際には経済産業省の担当者と協議の上、実施する。

## ③ GX リーグに関する広報支援

GX リーグに関して国内外での周知に向けて以下のとおり業務を行う。尚、効果的な発信とするため、最低月に 1 回以上の頻度で広報活動を実施し、対外発信を実施すること。

### a. GX リーグの広報戦略の立案と実行

GX リーグの広報戦略を立案し、広報活動を実施すること。なお、国内のみならず海外向け、産業界のみならず一般消費者への訴求も含めた広報戦略を立案すること。

### b. GX リーグ Web サイトの管理・更新

既存の GX リーグの公式ウェブサイト进行管理するとともに GX リーグでの取組を国内外に効果的に発信すべく Web サイトの更新及び新規コンテンツの追加を行う。なお、新規コンテンツの追加に当たっては経済産業省の担当者と相談の上決定する。

## (2) 参画企業間および一般消費者とのコミュニケーション

GX リーグ内での企業間の取組を促進するとともに、消費者の行動変容に向けて以下の業務を行う。

### ① GX スタジオの運営

2050 年カーボンニュートラルに向けて野心的な目標を設定し、取組を実施している国内外の企業から各社の取組を聴取する目的で、GX スタジオを開催する。なお、GX スタジオは各回ごとに参加者を経済産業省担当者に提案し、経済産業省の担当者と相談の上決定することとし、最大 5 回程度開催することとする。開催に際しては参加者の日程調整、速記等の手配、傍聴者の受付及び議事の作成等、開催に係る全ての事前準備・当日の進行運営等を行う。

### ② ビジネス機会創発の立案・実行

カーボンニュートラルを前提とした新しいビジネス機会の創発に向けて、参画企業とクライアントテック領域に関連したスタートアップ、ベンチャーキャピタルや大学等の国内外関係者との連携・事業創発を支援する活動を立案及び実行する。

## (3) 市場創造のためのルール形成

気候変動に関連する日本発のデファクトスタンダードの創出を目指し、官民連携によるルール形成を行う。テーマ別にワーキング・グループ(WG)を設定し、ルールの設計から、実証、国際発信等を行っていくために以下の業務を行う。

### ① WG の運営体制の構築

最大 5 程度のテーマに関する WG を設置し、運営できる体制を構築する。設置するテーマに関しては経済産業省が政策的に必要と判断するものに加え、参画企業からのテーマ案の募集・審査を行い、経済産業省の担当者と相談の上、設定したテーマに応じて WG に参加する企業を募集する。なお、企業からのテーマやメンバー募集については(1)②のガバナンス体制に応じて対応

すること。

## ② WG の運営

WG を円滑に運営するために、経済産業省および関係省庁、WG 参加企業と連携しながら、議論の論点設定、必要な調査や資料作成等を実施する。WG 参加企業および経済産業省の担当者と相談の上、必要に応じてルールの実装に向けた戦略策定支援を行う。

### （４）排出量取引に係る業務

排出量取引に係る以下の業務を行う。

#### ① 削減目標、取組内容及び排出実績値等の管理

参画企業から自社の削減目標や取組内容、排出実績等、（５）のシステムにおいて公表する情報を回収し、必要に応じて審査を行う。また情報の提出において適切なフォーマットとガイドラインの作成を行う。受付方法に関しては、電子メール等での受付もしくは、GX リーグ公式 Web サイト上で受付を行うものとし、企業からの問い合わせなど企業との窓口業務を行う。

#### ② 排出量取引システム設計

GX リーグの排出量取引制度に基づいて生まれる超過削減枠を企業が売買可能なシステムの設計を行う。システムの構築に合わせて管理方法、ガイドラインについても提案を行うこと。

#### ③ 排出量検証に関する業務

企業の排出量に関して、検証機関の認定管理業務を行う。検証機関の認定においては必要なガバナンス体制を構築し審査を行うこと。また、必要に応じて、検証機関が行う検証業務のガイドラインの見直し・更新を行い、さらに、我が国における検証の円滑な実施に資する調査・ガイダンス等の整備を行なうこと。

#### ④ 超過削減枠の創出・取引に関する業務

参画企業が超過削減枠の創出及び取引を行うためのガイドラインを策定し、超過削減枠創出・取引・管理業務を行う。加えて、超過削減枠の取引を行うためのプラットフォームとして、取引市場を整備・運営する。取引市場を整備するにあたっては、取引の円滑な成立及び流動性の向上が図られるよう、取引される超過削減枠を標準化された商品として取り扱う等の工夫を講じるとともに、市場の機能として、価格の公示機能・資金決済機能を有していることを要件とする。また、超過削減枠の創出・取引に関する業務の設計においては、2024 年度の運用のみではなく、2025 年度以降の運用も想定し、（５）のシステム構築と連動した設計を行うこと。

#### ⑤ 2026 年度以降の排出量取引に関する検討

2023 年度から開始される排出量取引制度の成果や課題を分析するとともに諸外国の類似制度等を調査し、2026 年度以降の排出量取引市場の本格稼働に向け必要な課題を整理する。

### （５）排出量取引に係るシステム構築支援

（４）の排出量取引を実施するにあたって必要な以下のシステム構築の作業支援を実施すること。

#### ① 情報系機能のシステム構築業務

企業情報登録・管理を行うためのシステム（以下「情報系システム」）の環境提供に向けた移行、リリース等作業を行うこと。

## ② 情報系システムの運用保守業務

情報系システムの運用保守業務を行うこと。また、GX リーグ運営に必要な機能の追加および改修を行うこと。

## ③ 排出枠登録簿管理機能の構築に向けた要件定義業務

次に記載された要求事項を満たす機能要件を検討すること

### a. アカウント管理機能

アカウント管理機能は、事務局が排出枠登録簿管理機能の利用を希望する GX リーグ参画企業からの申請を受けて、アカウントを発行し、事務局及び企業が排出枠登録簿管理機能を利用するために必要な ID、パスワードを管理するための機能である。

### b. 口座属性管理機能

口座属性管理機能は GX リーグ参画企業の活動実績に応じて創出される超過削減枠を保有する口座を管理・運営するための機能である。

### c. 排出枠登録簿管理機能

排出枠登録簿管理機能は、GX リーグ参画企業の活動実績に応じて創出される超過削減枠の創出・移転・無効化を管理、運営するための機能である。

### d. 超過削減枠口座残高照会機能

超過削減枠口座残高照会機能は、超過削減枠の保有状況や移動明細を参照するための機能である。

### e. 運用・性能について

- ・他システムとの接続や相互運用能力については、接続対象システムと電子的な手段によって情報を伝達する機能を有すること。
  - ・運用可能時間は証券営業日の午前八時から午後八時までとすること
  - ・障害発生時には速やかに復旧できるような機能および運用を検討すること
  - ・障害発生時における電磁的記録は障害発生時点の状態に 12 時間以内に復旧できると
  - ・使用想定ユーザのユースケースを鑑み、適切な機能および画面デザインを検討すること
- ・システムの処理能力についてはピーク時に妥当な時間内で処理できる十分な性能を有するように検討すること

### f. セキュリティについて

システムを構築するにあたり、必要なセキュリティ対策を講じること。

## ④ 排出枠登録簿管理機能のシステム構築業務

③排出枠登録簿管理機能の構築に向けた要件定義業務、で定義された要件に関して、経済産業省担当者との協議によって定め、開発を行うこと。

#### （６）適格カーボン・クレジットの取引活性化に向けた制度運営

GX リーグにおける排出量取引の中で適格カーボン・クレジットとなっている J-クレジットについて、市場における取引が活性化されるよう、マーケットメイカー制度を運営する。

① マーケットメイカー制度を運営するにあたり、既存の証券取引所等において導入されているマーケットメイカーの制度の設計を参考にしつつ、以下のマーケットメイカーの要件等を検討し、経済産業省と相談の上で制度設計を行う。

- i マーケットメイカーの申請資格の設定
- ii マーケットメイカーに係る気配提示義務（マーケットメイカーが指値を提示すべき時間帯、スプレッド、数量等）の詳細設計
- iii マーケットメイカーによる気配提示義務履行の管理体制の構築
- iv 上記の事項を含む必要な規定類の整備
- v その他、制度の運営にあたって必要な事項の検討

また、市場にマーケットメイカー制度を導入したことによって、実際にカーボン・クレジットの流動性が導入前と比較してどの程度向上したか等の効果を測定するとともに、制度設計や運営上における今後の改善策をまとめることとする。

マーケットメイカー制度を導入する期間としては、原則として４月中下旬から３月上旬を想定している。

なお、本事業において、マーケットメイカー制度を運営する取引プラットフォームは、制度導入の前提として、取引の円滑な成立及び流動性の向上が図られる仕組みとなるように、取引対象となる J-クレジットを標準化された商品として取り扱うなどの工夫を講じるとともに、約定価格の公示を適切に行うこと。また、安定的な決済確保のための制度を整備するとともに、決済不履行等の防止ための措置等について適切に定めることとし、市場における公正な価格形成のための売買管理体制を有すること。

#### （７）排出量取引制度本格稼働に向けた検討

2026 年度以降の排出量取引制度の本格稼働に向けて、制度を設計する上で必要な論点について、デスクトップ調査、文献・裁判例の調査、有識者へのヒアリング、有識者検討会の開催等を通じて検討を行うこと。

① 排出量取引制度の法的論点及び実務的な課題について、論点を整理し、各論点について類似の制度や既に排出量取引制度を導入している国における類似法令、裁判例、研究等の調査を行う。なお、論点整理・調査にあたっては、過去の政府検討会（※）での議論や令和５年度グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業費（排出量取引制度等の法的論点調査事業）の調査内容を参照すること。

（※）環境省「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」 等

② ①で整理した論点について、有識者による検討会（委員 10 名程度、5 回程度開催を予定）を開催し、排出量取引制度を本格稼働する上で必要な法整備等について取りまとめる。また、検討会を開催するにあたって、会議資料の作成・検討会での議論を踏まえたレポートの作成又はその補助・委員との調整・委員謝金の支払い等を行う。

③ 制度の検討段階で①に加えて検討すべき論点があった場合には、経済産業省と相談の上、検

討を進め、必要に応じて有識者による検討会を実施する。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月31日